改正後	改正前
（用語の意義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［二～十四　略］ 十五　特定振興山村　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村で、財政力指数が〇・四未満である市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項の規定により公示された過疎地域の市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を除く。）の区域内に所在するものをいう。 ［十六　略］	（用語の意義） **第一条**　［同上］ ［二～十四　同上］ 十五　特定振興山村　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村で、財政力指数が〇・四未満である市町村（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項の規定により公示された過疎地域の市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を除く。）の区域内に所在するものをいう。 ［十六　同上］
別記様式（第６条関係） 総　合　整　備　計　画　書 何々都（道府県）何々市（町村）何々辺地 （辺地の人口　　人　面積　　㎢） １　辺地の概況 (1)　辺地を構成する町又は字の名称 (2)　地域の中心の位置 (3)　辺地度点数　　点 ２　公共的施設の整備を必要とする事情 ３　公共的施設の整備計画 令和何年度から令和何年度まで　何年間 （単位　千円） 施設名／事業主体名／区分 ｜ 事業費 ｜ 財源内訳：特定財源 ｜ 財源内訳：一般財源 ｜ 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 （空欄） （空欄） 合　計 記載上の注意 １　この計画書は、辺地別に記載するものであること。 ２　「２　公共的施設の整備を必要とする事情」には、辺地の地勢及び住民の日常生活の現況を明記し、施設の整備をはかることが特に必要である事情を記載すること。 ３　「３　公共的施設の整備計画」には、計画年度内に整備しようとする公共的施設の事業費等について、施設別、事業主体別に記載すること。この場合において、事業主体が当該市町村以外にあつては、「特定財源」には、当該市町村が負担する経費以外の額を、「一般財源」には、当該市町村が負担する経費を記載すること。	**別記様式**（第６条関係） 総　合　整　備　計　画　書 何々都（道府県）何々市（町村）何々辺地 （辺地の人口　　人　面積　　㎢） １　辺地の概況 (1)　辺地を構成する町又は字の名称 (2)　地域の中心の位置 (3)　辺地度点数　　点 ２　公共的施設の整備を必要とする事情 ３　公共的施設の整備計画 平成何年度から平成何年度まで　何年間 （単位　千円） 施設名／事業主体名／区分 ｜ 事業費 ｜ 財源内訳：特定財源 ｜ 財源内訳：一般財源 ｜ 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 （空欄） （空欄） 合　計 記載上の注意 １　この計画書は、辺地別に記載するものであること。 ２　「２　公共的施設の整備を必要とする事情」には、辺地の地勢及び住民の日常生活の現況を明記し、施設の整備をはかることが特に必要である事情を記載すること。 ３　「３　公共的施設の整備計画」には、計画年度内に整備しようとする公共的施設の事業費等について、施設別、事業主体別に記載すること。この場合において、事業主体が当該市町村以外にあつては、「特定財源」には、当該市町村が負担する経費以外の額を、「一般財源」には、当該市町村が負担する経費を記載すること。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。